

# ● 土砂災害を防ぐ

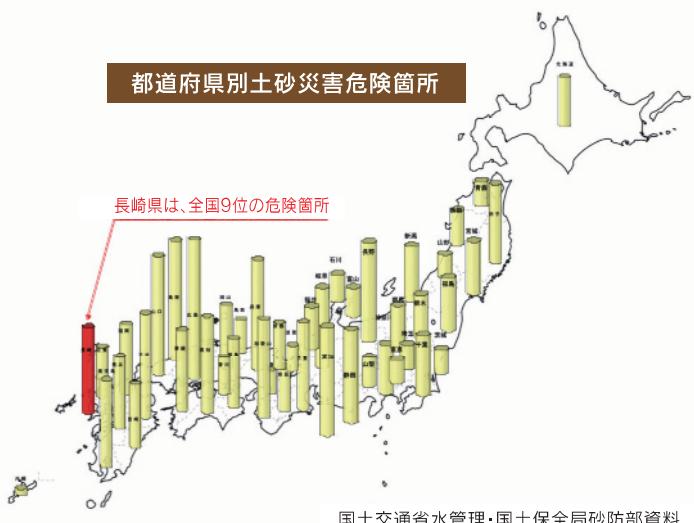
## 1 土砂災害防止対策

問合せ先 砂防課

長崎県は、急峻な山地や谷地、崖地が多い地形条件に加え、台風や豪雨に見舞われやすい気象条件であり、土石流、地すべり、崖崩れ等の土砂災害が発生しやすい環境にあるため、災害に強い県土づくりを目指し、土砂災害防止対策を推進します。

### 背景と指標

長崎県は地形的要因から、土砂災害危険箇所が16,231箇所と全国9位の多さです。また、昭和57年7月23日には、長与町で1時間当たり雨量187mmの猛烈な雨を記録するなど梅雨時期をはじめとして集中豪雨も多く、他県に比べ、土砂災害の危険性が非常に高いと言えます。



### 土砂災害防止対策

#### ● ハード対策(土砂災害防止対策施設の整備)

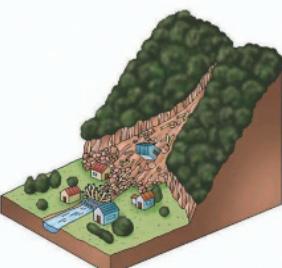
地震・大雨・台風などの自然災害に備え、災害に強く、県民の安全・安心な暮らしと命を守る県土づくりに向けた施設整備を積極的に進め、事前防災・減災対策の充実を図ります。

#### ● ソフト対策(警戒避難体制の整備)

土砂災害警戒情報、雨量等の防災情報の発信を行います。(ナックス)  
土砂災害警戒区域等の指定を促進します。(土砂災害防止法)  
ハザードマップの作成を支援します。

### 土石流防止対策（砂防事業）

土石流は急峻な山や谷の土、石、木などが大雨等により渓流を流下する現象で、流下するスピードは40～50km/hにも及び家屋を押し流す重大な被害に直結します。



土石流を捕まえたり、発生を未然に防ぐために砂防ダム等を設置します。

#### 補助砂防事業（通常砂防事業、火山砂防事業）

- 【事業主体】 長崎県
- 【関係地域】 土石流危険渓流のうち要整備箇所(2,239渓流)
- 【事業内容】 堤堰工、床固工 等
- 【R2年度事業費および事業箇所】
- 通常砂防事業  
大川水系(西海市)など26渓流 13億5,943万円
- 火山砂防事業  
浦川水系(雲仙市)など25渓流 14億8,785万円



多くの死傷者が発生した土石流（昭和57年 長崎市）提供／DEITZ



人家、道路を保全している砂防堰堤(対馬市)

## 地すべり防止対策（地すべり対策事業）

地すべりは雨水が地面にしみこみ、持ち上げられた地面が動き出す現象であり、被害を及ぼす範囲が広範囲である上に、一度発生すると活動が長期間に及ぶことから、人々の生活に与える影響が非常に大きくなります。



地すべりによる被災状況（令和元年 松浦市）

地下水位を低下させるための集水井戸や集水ボーリング孔や構造物によって地すべりの動きを直接停止させる杭、アンカー等を設置します。

### 地すべり対策事業

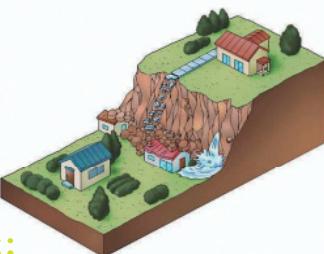
【事業主体】 長崎県  
【関係地域】 地すべり危険箇所のうち要整備箇所(189箇所)  
【事業内容】 地下水排除工、アンカー工、杭工 等  
【R2年度事業費および事業箇所】  
木浦原地区(佐世保市)など20箇所 12億4,267万円



地すべりを止めるため地中に杭を打込む工事

## 崖崩れ対策（急傾斜地崩壊対策事業）

崖崩れは急傾斜地（傾斜の角度が30度以上で高さが5m以上）において、大雨や長雨等により、緩んだ崖が突然崩れ落ちる現象であり、毎年多くの件数が発生しています。



人家隣接の斜面が崩落（令和元年 佐世保市）

斜面崩壊を防止するためのコンクリート法枠や落石を防護するための柵等を設置します。

### 急傾斜地崩壊対策事業

【事業主体】 長崎県  
【関係地域】 急傾斜地危険箇所のうち要整備箇所(4,157箇所)  
【事業内容】 法面工、擁壁工 等  
【R2年度事業費および事業箇所】  
大園(4)地区(長崎市)など54箇所 16億6,451万円



斜面下部の多くの人家を保全している法面工（長崎市）

## 2 洪水と土砂災害のソフト対策

問合せ先 河川課、砂防課

雨量・河川水位、土砂災害危険度情報等の防災情報をリアルタイムに収集・提供したり、土砂災害の危険がある区域の指定を推進します。

### 長崎県河川砂防情報システム(ナックス)

#### 目的

長崎県がこれまでに実施してきた河川整備や砂防堰堤等のハード施設整備と合わせて、雨量や河川水位、ダム情報、土砂災害危険度情報等の防災情報をリアルタイムに収集・提供し、より効果的な水防活動や自主的な警戒・避難活動の支援を行っています。また、令和元年度から危機管理型水位計の情報を提供しています。

[ナックス](#) [検索](#)



危機管理型水位計情報画面

### 土砂災害警戒区域等の指定

長崎県では、土砂災害防止法に基づき、平成16年度から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っており、令和2年3月末までに、30,189箇所の指定を行っています。

#### 土砂災害警戒区域(イエローフォーン)

区域を指定し、土砂災害の危険性の周知徹底を図るとともに、市町においてハザードマップを作成したり、避難訓練を実施するなど、行政と住民が協力して警戒避難体制の整備を図ります。



HPでの警戒区域の周知



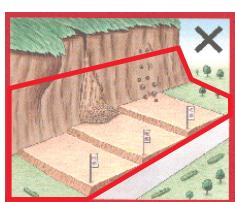
ハザードマップ作成



避難訓練の実施

#### 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

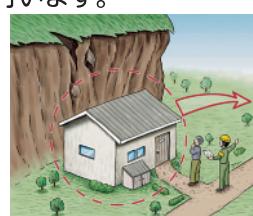
警戒区域のうち、土砂災害発生時に建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある区域を特別警戒区域として指定し、一定の開発行為の制限や、建築物の構造の規制を行います。



・特定開発行為の制限



・建築物の構造規制



・移転勧告

土砂災害防止法は、土砂災害(かけ崩れ、土石流、地すべり)防止のためのソフト対策(警戒避難体制の整備、立地抑制策等)に特化した法制度であり、工事の推進というハード対策と相まって、総合的な土砂災害防止対策を図るもので、平成13年4月1日に施行されました。